

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四の六 略〕</p> <p>四の七 設備規則第四十九条の三十四第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔五 略〕</p> <p>六 設備規則第四十九条の九においてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は設備規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（次号及び第六号の三に掲げるものを除く。）</p> <p>六の二 設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局（同号二ただし書に該当するものを除く。）又は設備規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（同項第五号ただし書に該当するものを除く。）に使用するための無線設備</p> <p>〔七〕七十五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四の六 同上〕</p> <p>四の七 設備規則第四十九条の三十四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>六 設備規則第四十九条の九においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備（次号及び第六号の三に掲げるものを除く。）</p> <p>六の二 設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局（同号二ただし書に該当するものを除く。）に使用するための無線設備</p> <p>〔七〕七十五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に受けた第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなし、この省令の施行の日前に受けた第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等は、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。